

# 内閣記録局による広橋家・日野家資料の謄写とその後の整理・管理

はじめに

内閣文庫の蔵書は様々な経緯を経て、現在国立公文書館に所蔵されているが、中核となっている紅葉山文庫や昌平坂学問所といった江戸幕府の關係機関が所蔵していた資料については語られることが多い一方<sup>1</sup>、明治以後に入ってきた資料はあまり語られることがないように思う。国立公文書館ホームページの「主な古書・古文書のページ<sup>2</sup>」を見ても、「紅葉山文庫本」、「昌平坂学問所本」、「和学講談所本」、「医学館本」に続き、「洋書」、「その他の図書」という二項目が立てられ、若干の解説が付されているのみである。

本稿はこの「その他の図書」に属する広橋家旧蔵資料と日野家旧蔵資料を取り上げる。広橋家・日野家は共に江戸時代に武家伝奏を輩出した公家であり、この二つの資料群は、近世の日記や故実書が中心となっている。写本があまり知られていない資料もあり、閲覧需要も高く、また、展示でも使用実績のある重要な資料群である。

国立公文書館が所蔵する広橋家・日野家旧蔵資料にはひとつの特徴がある。それは、実際に広橋家や日野家が所蔵していた資料の原本ではなく、内閣記録局が明治期に謄写したものを受け入れて所蔵しているという点で

ある。

謄写資料ということは、原本を忠実に反映しているかという点に留意が必要となる。現状は、資料を使用する者が個々に、使用に耐えるか判断を行わざるをえない状況で、原則公開されているとはいえ、国立公文書館が所蔵する旧内閣文庫等に関連する公文書を閲覧して、謄写の時期や方法を確認することは大きな負担になってしまっている。

そこで、本稿の第一の目的となるのは、広橋家・日野家旧蔵資料の謄写事業について、公文書を用いて明らかにし、利用者の便に供することである。

それに加えて、広橋家・日野家旧蔵資料が謄写後どのように整理・管理されてきたかを考察することによって、一事例ではあるが、内閣文庫における資料管理の実態を明らかにすることが本稿の第二の目的である。具体的に資料を見ていく前に、広橋家・日野家旧蔵資料の位置づけや研究を確認しておく。

内閣文庫には押小路・広橋・坊城・万里小路・甘露寺・中御門・山科家などの堂上諸家の旧蔵書等<sup>3</sup>が収められている。こうした公家旧蔵資料の多くは明治以降に購入や献本の形で収集されてきたが、本稿が対象とする

広橋家・日野家旧蔵資料は、先述の通り、資料の原本を借用し、謄写したものを収蔵するという形をとっている。

国立公文書館では本稿執筆時点で、広橋家旧蔵資料を九六部、日野家旧蔵資料を八部所蔵している。ただし、日野家旧蔵の『上卿故実』(請求番号：一四六一〇六五八)は来歴が異なる謄写されたものではないため、本稿の対象外とする。そのため、本稿が対象とするのは全部で一〇三部である(末尾の別表参照)。

次に研究史を整理する。本稿が対象とする資料のうち、広橋家の資料については、『広橋家旧蔵記録文書典籍類目録』の解題に収められている喜多泰史「広橋家と広橋家資料」<sup>4</sup>に詳しい。ただし、解題という性格上、内閣記録局による資料の謄写以前に広橋家から分かれ、東洋文庫などを経て国立歴史民俗博物館に伝来している、中世以前の資料を主な記述対象としており、国立公文書館による謄写の対象となった資料については、「近世史料の多くは、広橋家にそのまま残った」と指摘するほか、国立公文書館所蔵の広橋家旧蔵資料を数点紹介するにとどまっている。

そのほか、『大日本古記録 民経記』の解題<sup>5</sup>でも、当館所蔵の『民経御記』(請求番号：古〇四一〇六七〇)が広橋家所蔵の『民経記』を写したものであることは指摘しているが、謄写について詳しく記述するものではない。

日野家の資料は昭和七年(一九三二)、献納によって宮内庁書陵部図書寮文庫の所蔵となったことが知られている<sup>6</sup>。ほか、『旧華族家史料所在調査報告書』<sup>7</sup>によって、当館を含めたその他の所蔵機関情報を確認することができるが、管見の限り、当館の謄写資料について、詳述したものは見当たらない。

『内閣文庫百年史』では、古文書・古記録の収集について、明治二五年(一八九二)に一つのピークがあることを指摘しているが、万里小路・甘露

寺・坊城などの公家諸家に伝来した資料の購入・献納については沿革及び資料編に記述があるものの、本稿が対象とする広橋家・日野家の資料の謄写については記述がない<sup>8</sup>。

このように、国立公文書館所蔵の広橋家・日野家旧蔵資料の謄写・受入過程などはこれまで十分に考察されてきたとはいえず、本稿でこれを明らかにすることは一定の意義を有する。

また、本稿の後半で問題とする内閣文庫の資料管理については、大賀妙子「内閣文庫関係公文書について」が関係する公文書を数多く紹介しており、主立った資料について、基本的な性格を解説している。木藤久代「大乘院寺社雑事記の冊次について」は明治期に購入された寺社や堂上諸家旧蔵の古記録の整理・登録は大正時代に入って行われたと指摘しているが、具体的な考察が伴うものではない<sup>10</sup>。そのため、旧内閣文庫に関連する公文書に基づいて、広橋家・日野家旧蔵資料がどのように管理されてきたか、一事例を明らかにすることは今後の研究にも資するものと考えている。

## 1. 1 謄写の概要

本論のはじめとなる本章では広橋家・日野家旧蔵資料の謄写から受入までの経緯を明らかにする。第一節ではまず、広橋家・日野家資料の謄写の概要についてまとめる作業を行う。

はじめに、内閣記録局が作成した業務報告書から見ていきたい。内閣記録局は明治一八年(一八八五)の内閣制度の創始に伴って設置された部局で、当時、内閣文庫を所管していた組織である<sup>11</sup>。この報告書には内閣記録局が行った業務の概要と業務に関する統計表など(記録貸出表、局員勤怠表は

か)が記録されており、「記録材料・内閣記録局第〇回報告」という表題で、明治一九年分の第一回から明治二五年度分(明治三三年までは御用始めに合せて報告書が上呈されていたが、明治二四年からは会計年度によって作成されるようになった<sup>12)</sup>)の第七回までのものが残っている(以下、『第〇回報告』とする)。

最初に紹介する資料一は『第六回報告』(請求番号:記〇〇八九三二〇〇)から明治二四年度に行われた謄写の概要を報告した部分である。

資料一(旧字・異体字等は新字体に改めた。また、適宜句読点を補った。以下同様。)

#### 記録文書類謄写ノ事

- 一、文庫ニ備ナキ記録類、帝国大学又各氏私有ノ古文書類借入、謄写校正ヲ了シタルモノ通計二百四十九冊ナリ、第十七表ニ載ス、  
但、古文書記録類ノ内、一部ニシテ貴重ニ係ルモノト各官庁需用多キモノトヲ甄別シテ副写シ、又諸家記録古文類ヲ借入謄写シテ、文庫ノ欠文ヲ補フハ、当務ノ最モ必要ナリ、

この資料一から、内閣文庫の所蔵資料を豊かにするために、資料の謄写が行われていることがわかる<sup>13)</sup>。また、資料中の「第十七表」とは同資料の「図書謄写表」とタイトルのついた表で、この表に「広橋家記録類」とあるため、明治二四年度から広橋家所蔵資料の謄写が行われていることがわかる。ただし、具体的な内訳はわからない。

なおこの時、広橋家資料と同時に『復古記』など、三〇部ほどの資料の謄写が行われているが、これらの資料は現在該当する資料が確認できないものもあるほか、料紙も野紙が使われており、広橋家・日野家資料の謄写事業とは関連性が低いと考えられる。そのため、本稿ではこの三〇部ほどの資料について、対象とはしないこととする。

次の資料二は『第七回報告』(請求番号:記〇〇八九五一〇〇)から明治二五年度に行われた謄写の概要を報告した部分である。

#### 資料二

#### 記録文書類謄写ノ事

- 一、文庫ニ備ナキ記録類又各氏私有ノ古文書類ヲ借入謄写シ、其校正ヲ了シタルモノ通計二百九冊ナリ、第十八表ニ載ス、

ここで、資料二に基づいて二点指摘を行いたい。まず一点目は、古文書・古記録の謄写を「当務ノ最モ必要」としていた資料一の「但」以下の部分が資料二ではなくなってしまう点である。次節で詳述するが、広橋家・日野家の資料を中心となって謄写した臨時写字生達も明治二五年度中に多くが免職となっており、古文書・古記録の謄写事業は急速に勢いを失ってしまったことがわかる。

二点目は資料二中の「第十八表」は「古文書謄写表」とタイトルのついた表であるが、『第六回報告』の「図書謄写表」とは異なり、「勁槐御記」、「日御記」など一〇一部二〇九冊の具体的な内訳(資料名と冊数)が記載されている(代わりに資料の旧蔵者が明らかではない)という点である。逆に、「古文書謄写表」に記載のない広橋家旧蔵資料は「図書謄写表」の「広橋家記録

類」に含まれるものと推定できる<sup>14</sup>。

ただし、「古文書謄写表」に記載されていないながら、現在国立公文書館では所蔵していない資料がある。例えば、「古文書謄写表」には「延宝二年記」という全二冊の資料が載っているが、現在該当する資料は見当たらない。

そこで、『特別書目 上 編纂用』（請求番号：平二三公文〇一四五七一一〇）（以下、『特別書目』とする）という資料を見てみたい。この資料の明治二九年七月付の凡例によれば、この資料は、「諸家ノ記録并古文書類及献本<sup>（見え消し）</sup>、購買書類、旧特別保存ノモノ」などの目録で、本来は上下巻に分かれているものようだが、下巻が見当たらず、目次等もないため、現在この目録の全容をうかがうことはできない。また、「其編纂済ニ係ルモノニハ番号ヲ付シ、其未済ノモノニハ番号ヲ付セス」という記述などから、十分に整理されていない時点での仮目録のような性格の資料と考えられる。ただ、この目録の時点で、現在の請求番号が「古」から始まる広橋家・日野家・万里小路家・押小路家・中御門家・興福寺大乗院などの旧蔵資料が掲載されており、一方、凡例で見え消しになっている献納本、すなわち甘露寺家や坊城家旧蔵の資料（現在の請求番号は数字から始まる）が含まれていないところを見ると、現在に至るまでの大きな方針が決まった資料ということができる。

この『特別書目』を見ると、広橋家旧蔵の資料の中に、「延宝二年記」という資料が載っているが、見え消しになっており、朱字で「写サス」と記されている。

さらに、『特別書目』を見ていくと、日野家旧蔵の『豊長卿日記』<sup>（とよながきょうにっき）</sup>（請求番号：古〇三九一〇六五七）の欄に、現在国立公文書館が所蔵していない寛文九年から十三年（一六六九〜一六七三）の全五冊と延宝二年から六年（一六七四〜一六七八）の全六冊の記載があるが、やはり見え消しになっている。

そして、欄外に朱字で「廿六年度証拠書類受ノ部雑中ニ此ニ行ナシ、依テ塗抹ス」とある。

加えて、『八槐御記』<sup>（はつかいぎ）</sup>（請求番号：古〇四〇一〇六六六）の冊次三二の扉部分には「雪ノ分ハ謄写セス」と書かれた付箋が貼付されている。前後の冊次を見てみると、冊次三〇は安永六年（一七七七）から同七年八月までの日記である。冊次三二の扉部分には「八槐御記 安永七年 月」とあり、内容は安永七年の八月末から年末まで。次の冊次三三には同様に「八槐御記 為天明元安永十年 花」とあるので、おそらく安永八〜九年に相当する「雪」の分を謄写しなかったということだろう。

つまり、謄写事業の開始から受入までの間に何らかの基準で取捨選択が行われていたということが指摘できる。そして、『第六回報告』、『第七回報告』の表はこの取捨選択の結果が（一部あるいは全部）反映されていないリストということになる。

また、一冊すべてではなく、所々に「二行省ク」などと書いた付箋が貼付されていることもある。こうした資料を使用する際には、念のため留意していただきたい。

以上、本節では、内閣記録局が作成した業務報告書を中心に、明治二四年度から二五年度にかけて行われた広橋家・日野家資料の謄写事業の概要について確認した。

## 1. 2 臨時写字生の存在

本節では広橋家・日野家資料の謄写の具体的様相を、実際に謄写や校合に従事した臨時写字生達に注目して見ていきたい。

内閣記録局には従来から写字生が雇用されており、『公文類聚』<sup>（くもんるいしゅう）</sup>などの

謄写に当たっていた。写字生は入れ替わりや増減も多いようだが、明治二四（一八九二）年三月末には五二人が在籍していた<sup>15</sup>。一方、広橋家・日野家資料の謄写に際しては、こうした写字生とは異なる臨時写字生が雇用され、実際の業務に当たっていた。

次の資料三は『写字生命免簿 自明治19年3月至明治35年12月』（請求番号：平二三公文〇〇八八八一〇〇）という写字生の雇用に関する書類が綴られている簿冊から、臨時写字生の雇用に際して作成された明治二五年一月二八日付の資料である。

### 資料三

今般古記録謄写二付、臨時写字生雇入ラレ

度、右ハ普通ノ公文ト違ヒ、私記古文書ノ類

ニ有之候間、可成古文書類取扱慣候者相選

ミ候儀二付、此度ニ限り、試験ヲ須キス、日給金五

十銭、同四十銭、同三十五銭ノ三級ニ相立、使用相成

可然哉、

資料三からわかるように、臨時写字生には前近代の資料の取り扱いに慣れている者が求められていた。また、その雇用に際しては、通常行われている試験<sup>16</sup>を必須としなかったこともわかる。こうして集まった臨時写字生が次の表一の人物達である<sup>17</sup>。主な人物について触れると、埴忠韶は埴保己一の孫であり、自らも国学者として活躍し、修史局御用掛を務めた人物であるから、まさに適任と言えるだろう。そのほかにも、内閣臨時修史局に在籍していた鈴木成章など<sup>18</sup>、謄写事業以前から勤務経験のある人物が目立つ。また、歴史資料の取り扱いという観点では、加治秀政が東京府

で、伊藤直が埼玉県で、それぞれ歴史編纂に関するとと思われる部署の勤務経験がある。変わったところでは、澤田直温は朝野新聞に在籍していた人物で、前田家のもとで加賀藩に関する資料収集にも携わっている<sup>19</sup>。

広橋家・日野家所蔵資料の謄写はこうした臨時写字生達を中心に、一部の通常の写字生も加わって行われた。公文書から謄写事業に関わったことが確認できるのは、表一に載せた佐藤次郎右衛門と原田明達の二人だが、そのほかにも見返しなどに通常の写字生と思われる名前が記されていることがある。『文庫日記』（請求番号：平二三公文〇〇八六四一〇〇）によると、実際の作業が動き出したのは明治二五年の二月五日だったようである。埴や澤田らは途中から校合作業にも携わるようになる。

臨時写字生達の勤務体制はどのようなものだったのだろうか。『第七回報告』の「写字生功程表」によれば、臨時写字生達は二九九日皆勤の加治秀政らを筆頭に、内閣記録局の局員や通常の写字生と同等かそれ以上に多くの日数を勤務しており、「不参」が目立つものも少ない。また、勤務時間は『稟候書 自明治25年1月至同26年10月』（請求番号：平二三公文〇〇八〇六一〇〇）に七月一日から九月一〇日まで、臨時写字生の勤務時間を原則「午前八時出頭、午後二時退出とする旨の資料が綴じられている。その他の期間もこれに準ずる勤務時間だったと考えて良いだろう。

こうして謄写された広橋家・日野家旧蔵資料には表裏の見返し部分や扉部分に謄写・校合の担当者や校了年月日が記された付箋が貼付されているものがあり、謄写と並行して校合が行われていたことがわかる。なお、見返しや扉に付箋が無い資料も、『初任拝賀隨身傍事』（請求番号：古〇四二一〇七二三）の半分を過ぎたあたり（デジタルアーカイブでは一八頁目）に「此所迄校合済」と書かれた付箋が残っていることから、校合は行われていたものと思われる。

表1:臨時写字生の一覧				
氏名	主な経歴	任用年月日	免職年月日	備考
北小路随光	神宮大宮司	25.2.3	26.3.31	子爵、25.2.3から謄写校正担当
埴忠韶	臨時修史局御用掛	25.2.3	25.9.17	25.3.26から謄写校正担当
澤田直温	太政官御用掛	25.2.3	25.9.17	25.4.28から謄写校正担当
岸本勝敏	太政官小舎人	25.2.3		25.7.30から第二級写字生 26.3.31から内閣記録局雇
佐藤仁之助	不明	25.2.3		25.9.15から第三級写字生・校字生 26.3.31から内閣記録局雇
檜原嘉一郎	不明	25.2.3	26.3.31	
井出信近	修史館一級写字生	25.2.3	26.3.31	
新井政毅	陸軍省御用掛	25.2.3	25.9.17	
伊藤直	埼玉県史誌編纂掛	25.2.3	25.9.17	
鈴木金鉄	臨時修史局	25.2.3	26.3.31	
樫村敬頭	太政官一等繕写	25.2.3	26.3.31	
鈴木成章	臨時修史局掌記	25.2.12	25.9.17	25.3.26から謄写校正担当
山下新介	太政官二等繕写	25.2.12	25.9.17	
三栗中実	臨時修史局二級写字生	25.2.12	25.9.17	
加治秀政	東京府国史編修担任	25.3.10	26.3.31	
江口立節	帝国大学編年史編纂掛	25.3.10	25.9.17	
中村四郎二	臨時修史局一等写字生	25.3.10	25.9.17	
佐藤次郎右衛門	内閣記録局第二級写字生	25.2.3		25.9.17から第二級写字生に戻る
原田明達	内閣記録局第三級写字生			25.3.26から謄写校正担当 26.3.31から内閣記録局雇
『旧局員履歴簿(局課長属並に雇員)1 自明治18年12月至大正8年』(請求番号:平23公文00886100)『旧局員履歴簿(写字生)2』(請求番号:平23公文00887100)、『写字生命免簿 自明治19年3月至明治35年12月』(請求番号:平23公文00888100)を基に作成				

また、付箋を見ると、校了年月日はほとんどが明治二五年の四月から八月となっている。八月頃にはおおむねめどが立ったということか、同年九月一七日に約半数の臨時写字生が免職となった。さらに、翌二六年三月末には通常の写字生として継続雇用となった岸本勝敏、佐藤仁之助を除いて免職となっている。広橋家・日野家所蔵資料の謄写が非常に短期集中で行われていたことがわかる。なお、『第六回報告』では三四九冊の謄写校正を「了シ」たとしているが、校了年月日が記された付箋を見ると、「凶書謄写表」の「広橋家記録類」に含まれていると思われる資料でも、明治二五年三月までに校了している資料はほとんどなく、実際には着手したのが三四九冊という程度に理解するのが妥当と思われる。

さらに、一部の資料には付箋ではなく、資料の概要や謄写時に留意した点について記した罫紙が貼付されているものがある。ここでは二つ紹介する。一つは『日次記』(請求番号:古〇四一〇六八六)に貼付されている罫紙である。同資料中で『御湯殿上日記』(おゆどのうえのじっき)を引用している部分について、「秘閣本一〇五二七号<sup>20</sup>、浅草本、修史館本ノ三部ヲ以テ之ヲ校ス」とあり、既に内閣文庫が所蔵していた資料を使って校合を行う場合があったことがわかる。その校合の成果は「秘閣本」は「ヒ」、「浅草本」は「ア」、「修史館本」は「修」の文字を添えて、朱書で付記することとされており、原則的に原本を尊重する姿勢が示されている。

もう一つは『日申御記』(請求番号:古〇四一〇六八九)の冊次一二に貼付されている罫紙である。この罫紙は年代比定に関するものである。この冊次には見返しなどに年代が記されていないため、「文中倫宮ノ御事ヲ載ス」と光格天皇の皇女である倫宮についての記述に注目し、文政七年(一八二四)から『日申御記』の記主である広橋胤定が武家伝奏を解任された天保二年(一八三一)までの期間と比定している<sup>21</sup>。改めて年代比定を行えば、

四月八日に「所司代卒去」とあり、その後「松平周防守上京」とあるので、京都所司代在任中の内藤信敦が四月に亡くなり、後任に松平康任(周防守)が任命されている文政八年の日記ではないかと考える。やや範囲は広いが、当時の比定も誤りではないことがわかる。

『日申御記』に貼付された付箋から、校了年月日を見てみると、冊次七が明治二五年四月に校了しているのに対し、冊次三の校了が八月となっており、他の複数冊にわたっている資料も若い冊次から順番に校了している資料はほとんどない。極端な例では、次節の表二で改めて示しているが、『東行之日記』(請求番号:古〇四一〇六八七)は冊次一〇だけが明治二五年度に謄写されている。広橋家・日野家資料の謄写を行うにあたり、資料が整然としている状態で順番に謄写されていたのではなく、校合や製本の段階で、冊次の整理を行いながら、年代の比定も必要に応じて行っていたものと考えられる。

以上のように、本節では、臨時写字生に注目して、広橋家・日野家所蔵資料の謄写が通常とは異なる特別な事業として行われていたことを明らかにし、資料に貼付された付箋などから、謄写事業の経過や手法について、考察を行った。

### 一・三 受入時の目録と分冊

本節では、謄写された広橋家・日野家旧蔵資料について、受入までの間に分冊が行われていたことを明らかにする。

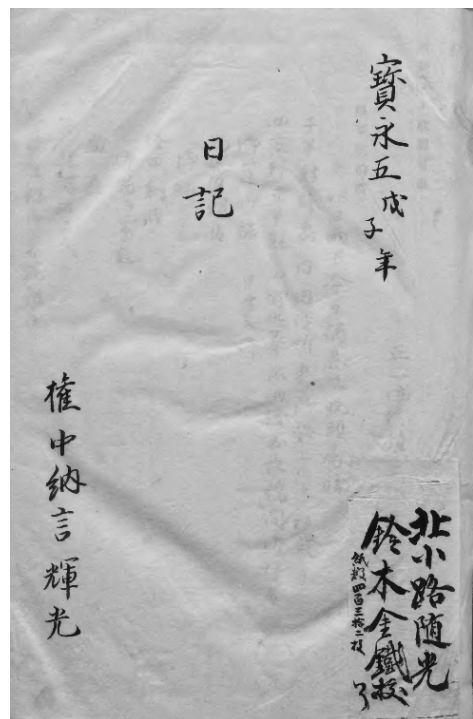
受入時の資料の冊数を知ることのできる資料としては、『雑』(請求番号:平二三公文〇〇〇三八一〇〇)と名付けられた資料がある。この資料には写しではあるが、明治二七年二月一四日の日付が入った広橋家旧蔵資料など

の受入時の決裁文書と目録が綴じられており、『特別書目』の付箋で「廿六年度証拠書類受ノ部雑」と書かれていたのはこの資料(の原本)のことと思われる。この『雑』の目録と『第七回報告』の目録とを比較し、冊数等に変動のある資料をまとめたのが次の表二である。

ここで、日野家旧蔵の『日次記』(請求番号:古〇三九一〇六五六)に注目したい。『日次記』は日野輝光の日記で、宝永三年(一七〇六)から正徳六(享保元年(一七一六)までの記事が収められている。『第七回報告』では「輝光卿記 全一一冊」とある一方で、『雑』は宝永年間分と正徳年間分に分けられているが、合計すると全二冊となる。全二冊というのは、現在の冊数と一致する冊数である。なお、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵の日野輝光自筆本は全一一冊<sup>22</sup>であるため、謄写に使用した資料は、詳細はわからないものの、原状に近いものが使用されたことがわかる。

では、どのように一一冊から二冊へと分冊が行われたのだろうか。『日次記』の冊次五の扉(画像二)には「宝永五戊子年 日記」とあり、また、前節で触れた謄写・校合の担当者が記された付箋が貼付されている。この付箋には「紙数四百三拾二枚」と記されているが、冊次五は実際には表紙や扉を除いて二六八枚であり、大きくかけ離れている。また、内容は宝永五年の七月末までの日記である。

そこで、次の冊次六を見てみると、扉は白紙で、本文の最初のページに「宝永五年日記」と書かれた付箋が貼付されており、内容は宝永五年の八月から十二月末までの日記である。紙数は表紙や扉を除いて一六五枚であり、冊次五と合計すると四三三枚で、付箋に記された枚数とほぼ一致する。



画像1 『日次記』  
(請求番号:古 039-0656(5))

その他にも、冊次四には「宝永四丁亥歳七月 是より分」と書かれた野紙の付箋が貼付されているなど、正徳二年(一七一一)分の冊次一三を除いて、一冊であったものを、二冊に分冊している形跡がある。

つまり、謄写時には一年分の日記を一冊という構成の通り、全一一冊の資料として写されたが、製本段階で、全二冊に分冊され、その後正式に受入が行われたという流れである。同様に、広橋家旧蔵の『公武御用日記』(請求番号:古〇四二一〇七五八)も扉に記された表題から冊次四と五、七と八、一四と一五が元々は一冊であったと推察でき、全二冊から一五冊という変化の説明ができる。『立后雑事鈔』(請求番号:古〇四二一〇七五四)も「日本古典籍総合目録データベース」によれば、全一冊とされており<sup>23</sup>、当館所蔵の冊次一の扉には表題があり、冊次二にはないため、同様に考えてよいだろう。

以上の例から、広橋家・日野家旧蔵資料は、謄写後から受入までの間に分冊が行われていたことが明らかになった。



	資料名	『記録材料・内閣記録局第七回報告』	『特別書目上 編纂用』	変化の理由
資料名	請求番号	記00895100	平23公文01457100	
東行之日記	古041-0687	1冊	21冊	冊次10以外は明治24年度中に謄写されたか
立后雑事鈔	古042-0754	1冊	2冊	分冊か
公武御用日記	古042-0758	12冊	15冊	分冊
日次記	古039-0656	11冊	21冊	分冊
豊長卿日記	古039-0657	31冊	20冊	11冊は謄写・受入されなかった
松暦	古039-0659	7冊	17冊	記録の誤りか
延宝二年記		2冊	—	謄写・受入されなかった

なお、日野家旧蔵の『松暦』(請求番号:古〇三九一〇六五九)は七冊から一七冊に変化しているが、すべての冊次の扉部分に表題が記されており、また、宮内庁書陵部図書寮文庫に所蔵されている野宮定基(ののみや)の自筆本と冊次の切れ目がほぼ一致している<sup>24</sup>ことを考えると、『第七回報告』の冊数の記載が間違っているのではないか。

さらに、本節の主旨からは外れてしまうが、受入後にも冊数の変動がある。『特別書目』の『公武御用日記』(請求番号:古〇四〇一〇六六八)の欄に、全二冊の別の『公武御用日記』が合冊されたことが記されている。実際に冊次一を見てみると、途中の不自然な位置(デジタルアーカイブでは七頁目)に見返しのようなものがあり、これ以前の分が合冊された部分ではないかと推定される。ただし、この不自然な位置の見返しに第二章で詳述する明治三年の野紙が貼付されていることから、この合冊は明治三年以降行われた可能性が高く、『特別書目』の記述は後筆であると考えられる。もう一冊は特定困難だが、冊次五に『公武御用日記 中』と『下』が収められているので、このどちらかだろう。以上のように、全五冊+全二冊の計七冊が全五冊に合冊されている。

また、『曝書用貴重書目録』(全6冊の内)古文書の部』(請求番号:平二三公文〇一〇七七二〇〇)(以下、『曝書用貴重書目録』とする)という資料には、『神宮ニ関スル調査』(請求番号:古〇三九一〇六六二)が二つの全一冊の資料の一つにして、全二冊にしたことが記されている。同時期の調査に基づき、同一著者による資料のため、まとめたようである。『曝書用貴重書目録』は作成年代がはっきりとわからないものの、資料中に明治四二年まで在籍していた菅只一郎<sup>25</sup>のものと思われる印鑑が捺してあり、同一形式の『曝書用貴重書目録』(全6冊の内)漢書経之部(仮特を含む)』(請求番号:平二三公文〇一〇七八一〇〇)にはやはり菅の印鑑が捺されている横

に、「三十五年」と書かれているから、明治三〇年代に成立した資料と思われる。すなわち、『神宮ニ関スル調書』がまとめられたのは明治二〇年代以降と考えられる。

以上、本節の主旨とは離れたが、受入後の冊数の変動についても本節で併せて指摘した。

## 二・一 刊行目録への掲載

第一章では、まず、謄写事業の概要をまとめ、その後謄写事業が臨時写字生の雇い入れを伴うような特別な事業として行われたこと、分冊が受入前に行われていたことなどについて、明らかにしてきた。

続く第二章では、受入後の整理について見ていきたい。まず、本節では、広橋家・日野家旧蔵資料と刊行目録の関係について、見てみたい。

内閣文庫の和書については、明治三年（一八九〇）、二四年に最初の目録が刊行され、その後、明治三二年から三五年にかけて、追加目録が刊行された<sup>26</sup>。広橋家・日野家旧蔵資料の受入は明治二七年なので、この追加目録には掲載されてもおかしくないが、結論から言えば、掲載されていない。

追加目録にはかつての登録番号（現在の請求番号とは異なる<sup>27</sup>）で見ると、四三〇〇番台あたりまでの資料が掲載されているが、この時期に番号が付されていた可能性がある<sup>27</sup>『議奏番頭代記録』（請求番号：古〇四〇―〇六六九）は五三三四〇号となっており、整理が追いついていなかったことがうかがえる。

また、既に福井保が指摘しているように<sup>28</sup>、他の堂上諸家旧蔵の資料も、

この時期の目録には掲載されていないため、優先度が低く認識されていたものと考えられる<sup>29</sup>。

では、広橋家・日野家旧蔵資料はどのように管理されてきたのだろうか。

次の資料四は『貴重書目録（全3冊の内）古文書の部』（請求番号：平二三公文〇一四五二一〇〇）（以下、『貴重書目録』とする。）という題のついた資料の見返しに貼付された昭和八年（一九三三）二月四日付の供覧文書の写しである。

### 資料四

内閣文庫図書整理ノ件

内閣文庫図書中「古文書」ハ、従来未整理ノ俚

保存有之候処、曩ニ同図書整理方被命候ニ付、

目録調製、各函実物調査、破損修理等ヲ行ヒ、別

冊ノ通、「貴重古文書目録」トシテ整備仕リ候条、

此段供覧候、

この資料の記述に基づけば、受入から約四〇年後の昭和八年まで広橋家・日野家旧蔵資料など現在の請求番号が「古」から始まる資料は「未整理」のままだったことがうかがえる。凡例には「右古文書ニ通シ番号ヲ起シ、一部ニ一番号ヲ付シ、左ノ「レットル」ニ標示ス、旧登録番号（摘要欄数字）ハ其俚トス」とあり、ラベルの見本が貼付されている。

もつとも、これらの資料が四〇年もの間、書庫の片隅に放置されていたのかといえば、もちろんそうではない。例えば、第一章第三節で紹介した『曝書用貴重書目録』という資料はその名の通り、曝書の際の資料の確認に用いられた資料と思われる。そのため、毎年というわけではないかもし

れないが<sup>30</sup>、曝書が行われ、少なくとも所在の確認はなされていたと言  
うことができる。

また、一部の資料に内閣書記官室記録課(内閣記録局の後継組織)に勤務  
していた内田嘉一の名で、明治三十一年に資料の概要などを記した野紙が貼  
付されていることがある。一例を挙げると、『八槐御記』には「此記ハ広橋  
兼胤公ノ記スル所也、公ハ准大臣トナリ、特旨ヲ以テ八景ノ間ニ進列セラ  
ル因、其記ヲ名ケテ、八槐記ト曰フ」という解説が記された野紙が貼付され  
ている。現時点で内田の調査の目的や対象となった資料の範囲は不明だが、  
広橋家旧蔵の複数の資料に、同様の野紙が確認できる(別表を参照)。

以上のことから、昭和八年以前も一定の管理は行われていたものと考え  
られる。しかしながら、広橋家・日野家を含めた旧公家の資料は十分に日  
の目を見る機会に恵まれていたとは言えず、刊行目録としては、昭和三六  
年から三八年に刊行された『内閣文庫国書分類目録』(以下、『分類目録』  
とする)によつやく掲載されることになる。

以上、本節では、いくつかの目録から、『分類目録』刊行以前の広橋家・  
日野家旧蔵資料について、一定の整理・管理が行われていたことを明らか  
にした。

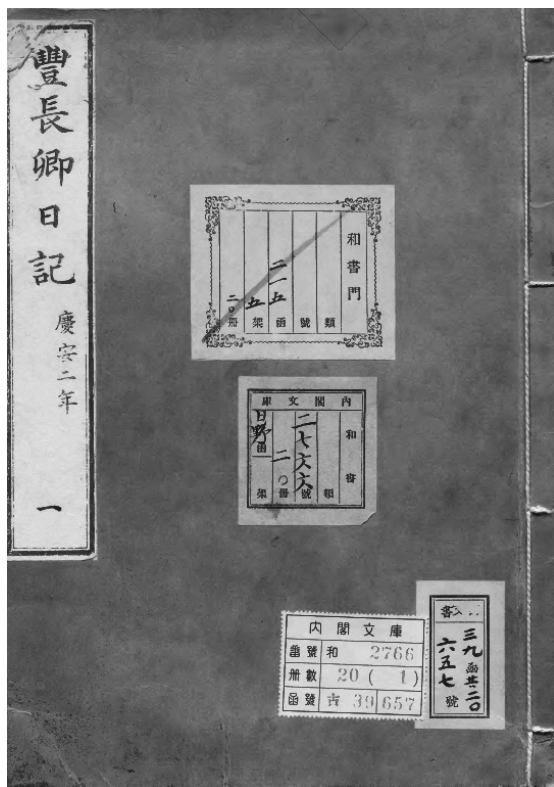
## 二二 広橋家・日野家旧蔵資料の整理・管理とラベル

本節では、前節までに紹介したいくつかの目録に加えて、資料に貼付さ  
れたラベルの情報から、広橋家・日野家旧蔵資料がどのように整理・管理  
されてきたかについて、見ていきたい。

画像二は『豊長卿日記』の表紙である。ラベルが四種類貼付されている  
ことがわかる。以下、一番上のラベルをラベル①、その下のラベルをラベ

ル②、右下の縦長なラベルをラベル③、真ん中の下のラベルをラベル④と  
する。

さて、それでは、それぞれのラベルに記載されている情報を見ていき  
たい。まず、ラベル①は貼付時期がはっきりとはわからないが、受入後早い  
時期に貼付されたと思われるものである。右側に「和書門」と書かれ、「類」・  
「号」・「函」・「架」・「冊」という五つの記入欄がある。この書式は明治一八年  
(二八八五)一月の「文庫所蔵書目録編纂心得」で定められたものである<sup>31</sup>。  
五つの記入欄のうち、「類」は広橋家・日野家旧蔵資料では基本的に記



画像2 『豊長卿日記』

(請求番号：古 039-0657(1))

入されていない。『本朝古代年号読様』(請求番号：古〇四二一〇七四〇)の  
「類」の欄には「特別」とあるが、ほかにも『八槐御記』のラベル①の欄外  
にも「特」とある。どこにも「特」などの表記のない資料もあるが、有無で何

か区別があるように思われぬ。『特別書目』に掲載されている資料群なので、その旨が記されているという程度の情報ではないか。同様に、「函」の欄にも「仮」とつく資料とそうでない資料があるが、整理の先後には関わるかもしれないが、管理上特別の違いがあつたように思われぬ。福井保が内閣文庫初期の蔵書目録編纂時(明治二〇年頃)は書架が未定だったと指摘している<sup>32</sup>ので、広橋家・日野家資料についても、仮置きという感覚で、一部の資料のラベルに「仮」と書いたのかもしれない。広橋家・日野家旧蔵資料の場合はすべての資料が「二五」函に収められていたようである。「架」に関しては「一架」から「五架」までが割り当てられていたようだが、『公武御用日記』や日野家旧蔵の『日次記』では途中の冊次から次の架に移っており、資料の切れ目などはあまり気にされていないようである。「号」もほとんどの資料で記入されていない。「冊」は日野家旧蔵の『日次記』で「二一冊」とあるので、第一章第三節で明らかにした分冊より後に貼付されたことがわかる。

次に、ラベル②は上段に右から左へ「内閣文庫」と書かれ、「類」・「号」・「冊」・「函」・「架」の五つの記入欄がある。『公儀向へ遺状認帳』(請求番号:古〇四二一〇七〇六〇)などでラベル①の上にラベル②が貼付されているので、ラベル②の方が後のものとわかる。広橋家・日野家旧蔵資料では、「類」と「架」の欄には何も記入されていない。「函」には「広一」や「日野」など、旧蔵者を基にしたと思われる情報が記入されている。広橋家旧蔵資料は三つの函に分かれ、「広一」から「広三」の番号がふられている。ラベル①の「架」とラベル②の「函」を比較すると、『民経御記』がラベル①では「一架」、ラベル②では「広二」となっており、単なる平行移動ではないことがわかる。ちなみに、現在の請求番号が数字で始まる資料、例えば、日野家旧蔵とされているが、本稿の対象外としている『上卿故実』(請求番号:

一四六一〇六五八)では同じラベルの「函」の欄に「一四六」などと数字が入っており、請求番号が「特」から始まる資料も『斎藤親基記』(請求番号:特〇三七一〇〇〇五)を見ると「第三拾七番」と、やはり数字が入っていることが多い。「号」は基本的にすべての資料に記入されており、この番号はラベル④の「番号」欄に記入されている登録番号の基になっている。「冊」は基本的に変動がないが、第一章第三節で紹介した『神宮二関スル調書』は「二冊」となっているので、ラベル②は『曝書用貴重書目録』の成立よりも後に貼付されたと考えられる。

ラベル②について、さらに詳しく見てみたい。『和書台帳』という資料がある。登録番号順に資料が掲載されており、例えば『和書台帳 1 1—5000』(請求番号:平二三公文〇一一二二〇〇)のように五〇〇〇点ずつが一冊になっている。この資料で日野家旧蔵の『日次記』を引いてみると、『日次記』の登録番号二七四番ははじめ『初等女子文章読本』という資料に当てられていることがわかり、『初等女子文章読本』は明治四〇年一月六日に廃棄されたことがわかる。つまり、ラベル②に記入された番号は少なくとも明治四〇年以降に振られている。この番号は見てわかるとおりバラバラだが、おおむねジャンルごとに分けた後、欠番となった番号を割り当てていたため、必ずしも連続した番号にならなかったと考えられる。

また、『和書台帳』にはラベル②の「函」の欄に記されている「広一」などの情報も記されている。元々「貴一」などとしていたようだが、「貴〇」という番号は現在の請求番号が「特」から始まる資料でも使われており<sup>33</sup>、混同する可能性に気がついたのか、旧蔵者を基にした書き方に変更したと思われる。

さらに、『曝書用貴重書目録』には「二五函五号」という保管場所が

元々書かれており、後から「広橋の一函」や「日野」と書かれた付箋が貼られ、保管場所が変更になったことがわかるようになっていいる。そして、この付箋と本紙に跨がるように「市川」という印鑑が捺されている。市川高次郎という人物が大正九年から二年（一九二〇）～三三の間、内閣書記官室記録課に在籍している<sup>34</sup>ため、明治末から大正頃に「二二五」函から「広二」函に移されたものと考えられる。ちょうど、大手門内に新築された文庫への資料の移動が明治四四年一月に完了しており、この移動に際して、配列方法が改められている<sup>35</sup>。広橋家・日野家旧蔵資料もこのとき移し替えが行われたのではないか。

続いてラベル③は上段に右から左へ「古文書」と書かれ、「函」と「号」を記入するようになっている。冊数は全一冊の資料では記されないが、二冊以上ある資料は「共二」、「共三五」（全三五冊の『八槐御記』の場合）のように記される。このラベル③は前節で紹介した『貴重書目録』に見本が貼付されているラベルである。つまり、貼付されたのは昭和八年頃であることがわかる。「函」に記入される数字は日野家旧蔵資料が「三九」、広橋家旧蔵資料は「四〇」～「四二」となっている。ラベル②の「函」とは『兼仲卿記』（請求番号：古〇四二一〇六九九）が「広二」から「四二」ではなく「四二」となっているなど、一部の資料で変更が見られる。この「函」の数字が現在の請求番号の上三桁の基になっている。「号」には三桁の番号がふられている。これは現在の請求番号の下四桁の基になっている。また、この番号は請求番号が「古」から始まる資料の通し番号になっており、押小路家旧蔵の『大嘗会だいじょうえ』（請求番号：古〇〇一〇〇〇〇一）から連続した番号になっている。この番号も『貴重書目録』の凡例にあるとおり、昭和八年頃にふられたと考えられる。なお、現在書庫にある函に「昭和八年」と書かれた函の内容のリストが貼られているため、この時の函の状態じょうたいで現在も収蔵されていると

考えられる。

最後にラベル④は上段に「内閣文庫」と書かれ、「番号（現在の登録番号）」・「冊数」・「函号（現在の請求番号）」を記入するようになっていいる。これは昭和三〇年頃に、目録の編集と並行して作成・貼付されたものである<sup>36</sup>。「番号」は基本的に変化していないが、ラベル②が貼付されていない資料の登録番号はここで知ることができる。「函号」もラベル③と変わらない。ただし、中御門家旧蔵の『山科家日記やましなけにっき』（請求番号：古〇三七一〇六五五）は全七五冊あり、「三七」と「三八」の函に分けられているが、一点に「番号」という都合上、全ての冊次で「古〇三七」になっている（そのため、「古〇三八」の資料は存在しない。）といった例外はある。「冊数」も広橋家・日野家旧蔵資料では変化がない。

以上、本節ではラベルと目録の情報から、広橋家・日野家旧蔵資料の整理・管理の沿革について通覧を試みた。なお、本稿では広橋家・日野家旧蔵以外の資料は十分に調査を行っていないため、内閣文庫全体の資料管理の沿革と言うにはほど遠い成果である。今後、他の資料に関する調査も進み、より精緻な沿革が描けるようになることが求められているのではないかと考える。

### 二・三 旧蔵情報の混乱

本節では、昭和四九年（一九七四）から五一年に刊行された『改訂内閣文庫国書分類目録』（以下、『改訂分類目録』とする）で日野家旧蔵とされている資料について、旧蔵情報に混乱が見られる点を指摘する。

表三は日野家旧蔵とされている資料の中で本稿が扱う七点について、『改訂分類目録』とここまで本稿で使用してきた『雑』、『特別書目』、『曝書用

貴重書目録』『貴重書目録』の四つの目録の旧蔵情報を比較したものである<sup>37</sup>。見てわかるとおり、七点すべての資料で混乱が生じている。

七点の内、『日次記』を除く、六点に関してはそれぞれ高辻家・野宮家・北小路家旧蔵とされていたものが、『分類目録』で日野家旧蔵と変わってしまっている。『豊長卿日記』は高辻豊長の日記、『松外記』(請求番号:古〇三九一〇六五八)、『松暦』は野宮定基の日記であり、『神宮二関スル調書』は扉に「太神宮司随光」と北小路随光の名前が入っていることから、それぞれ元の旧蔵情報の方が、資料の記主の家と一致し、自然である。また、北小路随光は臨時写字生として謄写事業に関わっているため、わざわざ他家にある写本を写す必然性も低いだろう。

以上のことに加えて、謄写・受入に近い時期の資料が日野家旧蔵となっていないことから考えると、この六点については、それぞれ高辻家・野宮家・北小路家の旧蔵であったと判断するのが適切であると考ええる。

では、なぜ、旧蔵情報の混乱が起こってしまったのだろうか。『改訂内閣文庫漢籍分類目録』の「後記」に記されている目録編集の実務内容を見ると、まず、資料の実物とカード目録の対査を行っていたことがわかる<sup>38</sup>。目録を編集する上で、現物を確認するのは必須の作業であるが、日野家旧蔵とされている資料では、これが裏目に出してしまった可能性がある。

前節で紹介したように、日野家旧蔵とされている資料は、ラベル②の「函」の欄に、「日野」と書かれてしまっている。先述の通り、請求番号が「特」から始まる資料との区別のため、致し方なかった面もあるかもしれないが、これが混乱の原因を作ってしまったのではないか。

なお、本稿では詳しく立ち入らないが、『貴重書目録』の凡例を見ると、「一六函」から「一八函」に収蔵されているのは「古文書」となっており、鉛筆書きで「(蜷川)」と補記されている。実際、この三函には蜷川家旧蔵資料も

表3: 旧蔵情報に変化のある資料一覧

資料名	資料名	『改訂分類目録』	『貴重書目録』	『曝書用貴重書目録』	『特別書目』	『雑』
	作成年等	昭和49～51年	昭和8年	明治30年代	明治29年	明治27年
資料名	請求番号		平23公文 01452100	平23公文 01077100	平23公文 01457100	平23公文 00038100
日次記	古039-0656	日野家旧蔵	—	日野家	日野家	広橋家
豊長卿日記	古039-0657	日野家旧蔵	高辻家	高辻家	高辻家	高辻家
松外記	古039-0658	日野家旧蔵	野宮家	野宮家	野宮家	野宮家
松暦	古039-0659	日野家旧蔵	—	野宮家	野宮家	野宮家
御系譜	古039-0660	日野家旧蔵	—	北小路家	北小路家	北小路家
御系譜	古039-0661	日野家旧蔵	—	北小路家	北小路家	北小路家
神宮二関スル調書	古039-0662	日野家旧蔵	—	北小路家	北小路家	北小路家
公武御用日記	古042-0758	広橋家旧蔵	広橋家	日野家	日野家	広橋家
備考		『分類目録』も旧蔵情報は同じ	凡例に「日野家・高辻家文書 三九函」とあり			

あるが、そのほか塙氏温故堂文庫旧蔵資料など、伝来の異なる資料が収められている。塙氏温故堂文庫旧蔵の『倭名類聚鈔』(請求番号:古〇一八一〇三四二)を見てみると、ラベル②の「函」の欄には「古三」と書かれている。日野家旧蔵とされている資料と同様、旧蔵情報の混乱が起こりそうにも思える。ところが、『倭名類聚鈔』には「温故堂文庫」の蔵書印が捺されており<sup>39</sup>、また、「古三」では一見して〇〇家旧蔵と判別できないこともあるのか、幸い、この三函では旧蔵情報が統一されるといような大混乱は生じていないようである。

日野家旧蔵とされている資料に話を戻すと、『豊長卿日記』などが入っている函も高辻家・野宮家など様々な家の旧蔵資料が入っている函のため、例えば「日高」と書けば、まだ複数の家の資料が混ざっていることがわかったかもしれないが、代表して「日野」と書いてしまったので、すべてが日野家旧蔵の資料であるかのような認識になってしまったのではないか。しかも、日野家旧蔵資料は謄写資料ということもあり、蔵書印等も無く、旧蔵情報の混乱に気がつくことができなかったと思われる。

資料と対照したカード目録は現在失われてしまっているため、確認することができないが、カード目録と同程度にベースとなっていた可能性があるのは前節で紹介した『和書台帳』と考えられる。しかし、『和書台帳』も旧蔵者についてはラベル②の情報が書かれてしまっているため、やはり、混乱に気がつくことはできない。

『分類目録』の編纂段階で、近い時期に編纂されていた『貴重書目録』があったが、十分に参照されていないように思われるのが残念である<sup>40</sup>。

結論を整理すると、『改訂分類目録』で日野家旧蔵とされている資料のうち、『豊長卿日記』は高辻家、『松外記』、『松暦』は野宮家、『御系譜』の二部と『神宮二関スル調書』は北小路家の旧蔵と考えられる。このような旧

蔵情報の混乱が発生した経緯は、明治末の内閣文庫の移転や配架方法の変更に関連して、広橋家・日野家旧蔵資料も資料の移し替えが行われ、おおむね旧蔵者毎に分けられて保管されることになったが、一つの函に複数の旧蔵者の資料が入られることもあり、やがて旧蔵情報の混乱が起きてしまった。この混乱が昭和の刊行目録で確定してしまい、現在に至る。以上のような流れではないかと考えている。

最後に、残った日野家旧蔵とされている資料の『日次記』については、広橋家から日野家に旧蔵情報が変わるタイミングが他の六点よりも早く、また、広橋家旧蔵とされている『公武御用日記』の旧蔵情報が広橋家↓日野家↓広橋家と変化していることも考えると、本稿で用意した資料のみでは説明が困難である。そのため、今後の課題としておきたい。

以上、本稿では、日野家旧蔵とされている資料のうち、六点の資料について、旧蔵情報が混乱し、誤った情報で『分類目録』に掲載されてしまっていることを指摘した。また、混乱が生じた原因についても、考察を行った。

### おわりに

本稿では、当館所蔵の広橋家・日野家旧蔵資料について、考察を行ってきた。最後に、本稿が明らかにした点と今後の課題を整理して、結びとしたい。

まず、第一章では、広橋家・日野家旧蔵資料の謄写から受入までの期間について論述した。第一節では、内閣記録局の業務報告書にある目録と明治二十九年(一八九六)の凡例を持つ目録を比較することで、謄写事業の開始

から受入までの間に何らかの基準で対象資料の取捨選択が行われていることを明らかにした。一方で、取捨選択の基準については、明らかにできなかったので、今後の課題である。

第二節では、実際に資料の謄写や校合作業を中心となって行った臨時写字生を取り上げ、国学者の埴忠韶など、歴史資料の取り扱いに慣れている臨時写字生が、試験を必須としないなど、通常とは異なる手続きを経て、集められたことを明らかにした。また、資料に貼付された付箋から実際の作業は明治二五年の二月から八月頃までがピークで、明治二六年三月末には多くの臨時写字生が免職となったことや校合に際しては、一部既に内閣文庫の所蔵となっていた資料とも突き合わせを行っているが、原則的に謄写に使用する原本の記述を尊重していることなどを指摘した。

第三節では、内閣記録局の業務報告書の目録と明治二七年の受入時の目録とを比較して、冊数に変化のある資料を確認し、当該資料の内容や貼付された付箋などから、謄写後、受入までの間に分冊が行われていたことを明らかにした。

第一章の成果を総括し、はじめにでも目的として挙げた広橋家・日野家旧蔵の謄写資料が使用に耐えうるかという点について述べると、合分冊が行われているため、書誌情報から何かを読み取ろうとする際には留意が必要である。しかし、テキスト自体に関しては、第二節で述べたような謄写・校合の方法や謄写を担当した人員の面から言えば、単純な誤字・脱字(写し間違い)などを除いて、おおむね信頼できるのではないかと考える。冒頭でも述べたとおり、写本があまり知られていない資料もあり、また、本稿で対象とした資料は全てデジタルアーカイブでも閲覧できるため、今後より一層の利用を期待したい。

続いて第二章では、受入後、昭和三六年(一九六一)から三八年の『分類

目録』刊行までにおける資料の整理状況について論述した。第一節では、明治期に刊行された目録に広橋家・日野家旧蔵資料が掲載されていないことを確認し、一方で、『分類目録』刊行までの間にも一定の整理・管理は行われていたことを明らかにした。

第二節では、資料に貼付されたラベルの情報から、広橋家・日野家旧蔵資料の整理・管理の沿革を通覧することを試みた。割いた紙幅に比して、大きな成果とは言えないが、一事例を示したことで、今後の研究に繋がるものと考えている。

第三節では、日野家旧蔵とされている資料の旧蔵情報が混乱していることを指摘し、そのうち六点について、本来は高辻家・野宮家・北小路家の旧蔵であると考えられることを併せて指摘した。

以上が、本稿の到達点である。一方で十分に明らかにできなかった点もある。本論の中で触れた内田嘉一による資料調査の目的や範囲を明らかにするために関係する公文書や他の資料群の調査が必要と考えるが、本稿の段階では十分に調査ができなかった。

他の公家旧蔵資料の調査も今後の課題である。特に、『内閣文庫百年史』に中院家の資料を購入したことが記されているが<sup>41</sup>、『改訂分類目録』では中院家旧蔵の資料は確認することができない。一方で、中御門家旧蔵とされている資料の中に、中院家や山科家の日記などの資料がある<sup>42</sup>。これらの資料が旧蔵情報の混乱の影響を受けているのか、それとも本当に中御門家に伝来した資料なのか、確認すべきと考えるが、本稿では立ち入る準備ができなかった。

明治期に受け入れた資料も既に受入から一〇〇年以上が経っている。本稿で対象とした広橋家・日野家旧蔵資料のように、受入の経緯が不明瞭になってしまったり、旧蔵情報に混乱が生じていたりしている資料は他にもあ



るものと思われる。本稿が一つのきっかけとなって、収蔵資料の伝来に関する調査が一層進めば幸いである。

なお、本稿の執筆にあたっては、国立公文書館の大賀妙子アドバイザーに非常に多くのご教示をいただいた。深く感謝申し上げる。

- 1 長澤孝二『幕府のふみくら 内閣文庫のはなし』吉川弘文館、二〇一二年、福井保『日本書誌学大系106 内閣文庫本考証』青裳堂書店、二〇一六年など。
- 2 <http://www.archives.go.jp/owning/old.html> (参照：二〇二〇年九月二十八日)。
- 3 なお、こうした旧蔵情報はデジタルアーカイブ上では【旧蔵者】の項目に反映されており、詳細検索画面の「旧蔵者」のプルダウンから旧蔵機関等を指定し、絞り込み検索を行うことが可能である。
- 4 (国立歴史民俗博物館資料目録「13」)、国立歴史民俗博物館編・発行、二〇一九年、一九四〜二〇四頁。
- 5 (七) 東京大学史料編纂所編、岩波書店、二〇〇七年、一六五頁
- 6 杉本まゆ子『日野家雑文書』に見る源氏物語聞書『書陵部紀要』第六八号、二〇一七年、一一七頁。
- 7 (本編四)、学習院大学史料館編・発行、一九九三年、六六〜八四頁。(増補版)、国立公文書館編、汲古書院、一九八六年、一三頁、三二四頁
- 8 『北の丸』第三号、二〇〇〇年、一三六〜一四九頁。
- 9 『北の丸』第一八号、一九八六年、三頁。
- 10 前掲注8九頁
- 11 『内閣記録局日記・明治二十四年』(請求番号：帳〇〇〇九七一〇〇)後に指摘するように、現在の東京大学史料編纂所や宮内庁との連携もあつたと思われる。注29参照。また、明治二十四年当時の内閣記録局長が広橋賢光であつたことも、この事業に大きく影響していると思われる。
- 12
- 13

14

「図書謄写表」には「二七部一〇八冊」とあるが、「古文書謄写表」に記載の無い広橋家旧蔵資料は一二部(二年度にまたがって謄写されたと思われる『東行之日記』を含む)で、本稿執筆時点の冊数は一一六冊(『東行之日記』の二〇冊を含む)である。冊数の違いは第一章第三節で論述する分冊の影響を受けていると考えられる。部数の違いの理由は定かではないが、例えば、後に使用する『特別書目』で『豊長卿日記』の欄を見ると、慶安、承応、明暦など元号ごとに分けて内訳を記している。また、『八槐御記』のように、扉部分に表題が記されていないかたり、記されていても冊次によって異なる表題がついている資料もある。後に指摘しているように、「図書謄写表」は必ずしも最終的な数値を反映した表とは言えないため、こうした数え方の不統一があつた影響で、部数に大きな違いが生じていると推測しておきたい。

15

『第五回報告』(請求番号：記〇〇八九一一〇〇)。

16

同じ簿冊に綴じられている資料を見ると、法律を楷書と行書で書写するといふような試験が課されていたと思われる。

17

このほか、明治二十五年一〇月に四名の曝書生が臨時写字生となつているが、給金が資料三に挙げられている区分が異なる(日給二〇銭)ため、広橋家・日野家資料の謄写事業とは関係がないものと判断し、本稿では触れていない。

18

東京大学史料編纂所編・発行『東京大学史料編纂所史料集』、二〇〇一年、三七三頁

19

和田文次郎『能美誌』宇都宮書店、一九〇〇年、一〇二頁

20

該当する資料は現在教部省旧蔵とされている。請求番号は二六二一〇二二六。

21

なお、野紙では倫宮を養子内親王のこととして、文政七年生まれとしているが、実際には倫宮と養子内親王は別人である。ただ、欽宮(養子内親王)も資料中に出てくるため、あるいは単なる誤記だろうか。

22

宮内庁「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」<https://shoryou.kunaicho.go.jp/> (参照：二〇二〇年一〇月六日)。なお、日野輝光の日記は元禄年間のもので残されており、全一一冊は宝永三年から正

- 徳六年までの冊数である。
- 23 「国文学研究資料館」<http://basel.nijl.ac.jp/~tkoten/>（参照、二〇二〇年一〇月六日）。
- 24 宮内庁「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」（参照、二〇二〇年一〇月六日）。
- 25 『旧局員履歴簿（局課長属並に雇員） 1 自明治18年12月至大正8年』（請求番号：平三公文〇〇八八六一〇〇）  
前掲注8、四二二頁。
- 26 別表のラベル①に登録番号が記入されている資料。次節で詳述しているように、ラベル②に若い登録番号が記入される資料は明治四〇年以降に、資料の廃棄などで生じた欠番を割り当てられたものと考えられる。
- 27 前掲注1、二六六頁。
- 28 『特別書目』の広橋家旧蔵資料の中に「大学へ貸出し」と書かれている資料があったり、『雑綴 明治27年2月』（請求番号：平三公文〇〇八三九一〇〇）という簿冊の中に綴じられている明治二六年六月二一日付けで、赤坂離宮の旧藩事蹟取調所から内閣記録局に差し出された資料に「甘露寺万里小路家書類」が届いたので、謄写の後返却するという旨が記されている。こうした需要に応えていたため、受入直後は整理ができなかった可能性がある。
- 30 「漢書」と比較すると、「古文書」は捺されてる印鑑の数が少ないので、頻度は比較的低かったと思われる。
- 31 前掲注8、二七九〜二八二頁。なお、明治一八年の一二月に内閣制度が創始され、太政官文庫から内閣文庫に改称されている。『令義解』（請求番号：特〇〇一〇〇〇五）に貼付されているラベル①は広橋家・日野家旧蔵資料に貼付されているラベル①とデザインはほぼ同じだが、「太政官文庫」の文字が上部に印刷されている。厳密に言えば「文庫所蔵書目録編纂心得」で定められたラベルは、「太政官文庫」の文字が入ったラベルで、同様の書式のラベルが内閣文庫と改称されてからも使われていたということになる。
- 32 前掲注1、三五〇頁。
- 33 例えば『本朝月令』（請求番号：特〇〇一〇〇〇二）は貴一、『朽木家古文書』（請求番号：特〇七三二〇〇〇二）は貴七三。
- 34 『旧課員履歴 4 自大正8年至昭和7年』（請求番号：平三公文〇〇八九〇一〇〇）  
前掲注8、一五頁。
- 35 前掲注8、一九三〜一九四頁。
- 36 『改訂分類目録』と『分類目録』の旧蔵情報は一致している。そのため、以下では最新の刊行目録の情報を示す際には『改訂分類目録』を、旧蔵情報がいつ変更されたかを探る際には『分類目録』を参照する。
- 37 内閣文庫編・発行、一九七一年、三頁。
- 38 『分類目録』の編集時には蔵書印の調査も行われている。前掲注38、三頁。
- 39 もっとも、表三からわかるとおり、『貴重書目録』の段階でも、北小路家の旧蔵情報は失われてしまっており、『貴重書目録』を参照しても、根本的な解決には繋がらない。やはり、複数の旧蔵情報を持つ資料を一つの函に入れ、一つの家から伝わったかのような名称をつけてしまったことが、混乱の原因にあると考える。
- 40 前掲注8、一三頁、三一四頁。
- 41 『貴重書目録』の中に「何家ノ記録ナルヤ未審」とされた資料群があり、その中に『中院通村公御記』（請求番号：古〇三四一〇五七七）などが含まれている。本稿で指摘したタイミングのほかに、明治期にも旧蔵情報の混乱が起きたタイミングがあった可能性がある。
- 42 (調査員)



承塵	古042-0724		著者: 裏松光世	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	661	1	42	724	古42	724	661	1	
宣旨雑事鈔	古042-0725		著者: 裏松光世	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	1927	1	42	725	古42	725	1927	1	
円座事	古042-0726		著者: 裏松光世	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	1981	1	42	726	古42	726	1981	1	
平祐憲上書	古042-0727		著者: 平祐憲	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	3260	1	42	727	古42	727	3260	1	
装束雜記	古042-0728			1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	1975	1	42	728	古42	728	1975	1	
慈鎮和尚諡号記	古042-0729	嘉禎03年		1冊	広橋家	×		3		1	(なし)			42	729	古42	729	20711	1	
内外位考	古042-0730			1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	1857	1	42	730	古42	730	1857	1	
密奏神異事	古042-0731	長享03年	著者: 吉田兼俱	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	598	1	42	731	古42	731	598	1	
格衣俗衣考	古042-0732		著者: 春木煥光	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	396	1	42	732	古42	732	396	1	
熊野記	古042-0733		著者: 中御門経任	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	583	1	42	733	古42	733	583	1	
東寺長者縁起	古042-0734			1冊	広橋家	×	215	3		1	(なし)			42	734	古42	734	20810	1	
九重塔七重塔已下勅書	古042-0735			1冊	広橋家	×	215	3		1	(なし)			42	735	古42	735	20812	1	
寝殿	古042-0736			1冊	広橋家	×	215	3		1	(なし)			42	736	古42	736	20813	1	
本朝事始	古042-0737			1冊	広橋家	×	215	3		1	(なし)			42	737	古42	737	20816	1	
近江泊瀬寺縁起	古042-0738			1冊	広橋家	×					(なし)			42	738	古42	738	20817	1	
門院号	古042-0739			1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	653	1	42	739	古42	739	653	1	
本朝古代年号統様	古042-0740		著者: 唐橋在家	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	194	1	42	740	古42	740	194	1	ラベル1の類の欄に特別とあり
熊野神宮神宝図	古042-0741			1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	591	1	42	741	古42	741	591	1	
眉之事	古042-0742			1冊	広橋家	×	215	3		1	(なし)			42	742	古42	742	20818	1	
雜摩会	古042-0743			1冊	広橋家	×	215	3		1	(なし)			42	743	古42	743	20823	1	
在府中雜事	古042-0744	寛政06年	著者: 今出川実種	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	2961	1	42	744	古42	744	2961	1	
宮人略解	古042-0745		著者: 松岡行義	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	1854	1	42	745	古42	745	1854	1	
諸陵雜録	古042-0746			1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	668	1	42	746	古42	746	668	1	
養蚕輯湊	古042-0747			2冊	広橋家	×	215	3		2	広3	1982	2	42	747	古42	747	1982	2	
御陰祭呈鑿	古042-0748			1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	412	1	42	748	古42	748	412	1	
扇面式	古042-0749			1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	1980	1	42	749	古42	749	1980	1	
入道賜大臣宣旨例	古042-0750	明德04年 - 文化14年		1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	1547	1	42	750	古42	750	1547	1	
万歳鶴亀詞	古042-0751		著者: 紀親成	1冊	広橋家	×	215	3		1	(なし)			42	751	古42	751	20829	1	
禁裏附百箇条	古042-0752			1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	1848	1	42	752	古42	752	1848	1	
逸令考	古042-0753		著者: 稲葉通邦	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	3129	1	42	753	古42	753	3129	1	
立后雜事鈔	古042-0754		編者: 裏松光世	2冊	広橋家	×	215	3		2	広3	1254	2	42	754	古42	754	1254	2	
口伝秘抄	古042-0755		著者: 高倉永康	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	1972	1	42	755	古42	755	1972	1	
弁官間事	古042-0756			1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	1853	1	42	756	古42	756	1853	1	
諺名訓抄	古042-0757		著者: 一条兼良	1冊	広橋家	×	215	3		1	広3	2649	1	42	757	古42	757	2649	1	
公武御用日記	古042-0758	天保07年 - 天保15年	著者: 日野資愛	15冊	広橋家	○	215	3		15	広3	2810	15	42	758	古42	758	2810	15	ラベル1の架は冊次9以降は4
日次記	古039-0656	宝永03年 - 正徳06年	著者: 日野輝光	21冊	日野家	○	215	4		21	日野	2774	21	39	656	古39	656	2774	21	ラベル1の架は冊次11以降は5
豊長卿日記	古039-0657	慶安02年 - 寛文08年	著者: 高辻豊長	20冊	日野家	×	215	5		20	日野	2766	20	39	657	古39	657	2766	20	
松外記	古039-0658	天和04年 - 貞享05年	著者: 野宮定基	8冊	日野家	○	215	5		8	日野	2770	8	39	658	古39	658	2770	8	
松厝	古039-0659	元禄17年 - 宝永08年	著者: 野宮定基	17冊	日野家	○	215	5		17	日野	2771	17	39	659	古39	659	2771	17	
御系譜	古039-0660			1冊	日野家	×	215	5		1	日野	638	1	39	660	古39	660	638	1	
御系譜	古039-0661			1冊	日野家	○	215	5		1	日野	630	1	39	661	古39	661	630	1	
神宮二関スル調書	古039-0662	明治03年		2冊	日野家	×		5		1	日野	378	2	39	662	古39	662	378	2	

※デジタルアーカイブの情報をもとに作成  
※複数冊次の資料は1冊でも付箋のある資料があれば「○」としている

※備考欄の事紙(明治25年)は謄写時の留意事項などを記したものの。第1章第2節を参照  
※事紙(内田)は内田嘉一によるもの。第2章第1節を参照